

還付金詐欺と「出し子」の刑事責任

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和7年7月11日

【事件番号】 令和6年（あ）第264号

【事件名】 窃盗、電子計算機使用詐欺、覚醒剤取締法違反被告事件

【裁判結果】 破棄自判

【参照法令】 刑法60条・235条・246条の2（令和4年法律第67号改正前）

【掲載誌】 刑集79巻5号199頁、裁時1867号14頁

◆ LEX/DB 文献番号 25574439

近畿大学准教授 金子 博

事実の概要

1 上記最高裁判決（以下、「本判決」と表記）によれば、本件の事実関係は、以下のとおりである（なお、覚醒剤取締法違反の罪〔使用・所持〕に関する事案は割愛する）。

(1) 被告人は、令和3年10月初旬頃、インターネット上の掲示板で知り合った氏名不詳者らから、現金自動預払機から現金を引き出す「仕事」の依頼を受け、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカード複数枚の交付を受けた。被告人は、氏名不詳者らから、平日午前9時頃から前記キャッシュカードを所持して現金自動預払機付近で待機し、電話の指示で直ちに現金を引き出すこと、報酬は引き出した現金50万円につき1万円であることなどを伝えられた。被告人は、この「仕事」が特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識した上で、これを引き受けた。

(2) 被告人は、前記依頼の翌日以降、平日午前9時頃から午後5時頃までの間、現金自動預払機の設置場所付近で待機し、氏名不詳者らから電話で指示があれば直ちに、前記キャッシュカードのうち指示されたものを用いて現金自動預払機から現金を引き出し、氏名不詳者らの指示に従って、引き出した現金から報酬を差し引き、残りを指定されたコインロッカーに入れるなどして回収役の者に交付した。被告人は、暗証番号が記載された他人名義のキャッシュカードを更に受け取るなどしながら、これと同様の流れで、各窃盗に及んだ。

2 第一審判決（青森地八戸支判令5・3・24刑

集79巻5号287頁）は、被告人は、令和3年11月10日に氏名不詳者らと共謀して現金自動預払機から現金合計198万3000円を引き出して窃取したほか、①氏名不詳者らと共謀の上、令和3年10月25日から同年12月1日までの間、9回にわたり、保険料の還付金等を受け取ることができる旨誤信させられていた被害者らに対し、金融機関の従業員になりすました氏名不詳者が電話で指示して、振込送金の操作であると気付かせないまま、現金自動預払機で被告人らの管理する預貯金口座に振込送金する操作を行わせ、合計773万1734円相当の財産上不法の利益を得、②氏名不詳者らと共謀の上、令和3年10月25日から同年12月1日までの間、26回にわたり、正当な払戻権限がない他人名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、被告人が、被告人らの管理する前記口座のキャッシュカードを使用して、現金自動預払機から現金合計722万9000円を引き出してこれを窃取したという各犯罪事実（②の各窃盗は、①の各電子計算機使用詐欺の直後に行われ、被告人が引き出した現金の額は、①の各犯行により増加した残高に対応するものであった）を認めた。

これに対し、被告人が控訴したところ、原判決（仙台高判令6・1・30刑集79巻5号302頁）は、「電子計算機使用詐欺と窃盗との一連一体性を殊更重視して、検討すべき事項について検討せず、あるいは十分な検討を行わないまま、被告人に本件電子計算機使用詐欺の共謀共同正犯の成立を認めた原判決は、その判断方法自体不合理」とした上、本件各電子計算機使用詐欺罪の共謀を認めることはできない旨判示した。これを不服として、検察

官が上告した。

判決の要旨

本判決は、検察官の上告趣意は刑訴法 405 条の上告理由に当たらないとしたが、以下のように職権で判断し原判決を破棄した上、第一審判決を維持するのが相当として控訴を棄却した。

「以上の事実関係は、被告人の引き出す現金が詐欺等の犯罪に基づいて被告人の所持するキャッシュカードに係る預貯金口座に振込送金されたものであることを十分に想起させ、本件のような態様の電子計算機使用詐欺も、被告人が想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえるから、被告人は、そのような電子計算機使用詐欺に関与するものである可能性を認識していたと推認できる。被告人は、この認識の下、本件各電子計算機使用詐欺の当日午前 9 時頃から現金自動預払機の設置場所付近で待機し、氏名不詳者らにおいても、被告人が待機し現金の引き出しを行うことを前提として、本件各電子計算機使用詐欺に及んだといえるから、本件各電子計算機使用詐欺の初回の犯行までには、氏名不詳者らが行い、被告人が現金の引き出しを担う電子計算機使用詐欺について、暗黙のうちに意思を通じ合ったと評価することができる。そして、被告人は、氏名不詳者らから指示を受けて、A が振込送金する操作をしてから短時間のうちに現金を引き出しているところ、被告人が果たした役割は、本件各電子計算機使用詐欺による財産上不法の利益を直ちに現金として引き出して確保するという本件各電子計算機使用詐欺の犯行の目的を達成する上で極めて重要なものといえることができる。したがって、本件の事実関係の下においては、被告人と氏名不詳者らとの間で、本件各電子計算機使用詐欺の共謀が認められる。

原判決は、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の行為態様等を全く把握しておらず、氏名不詳者らにおいても被告人の認識の有無について関心を有していなかったことを重視するが、そのような事情は意思連絡を認める妨げとはならない上、被告人の認識内容を具体的に検討することなく、本件各電子計算機使用詐欺についての意思連絡を否定しており、不合理といわざるを得ない。また、原判決は、被告人が本件各電子計算機使用詐欺の

実行行為を何ら分担していないこと、被告人以外にも振込先口座から現金を引き出す役割を果たす者がいた可能性があり、被告人の存在が必要不可欠であるとはいえないこと、被告人が本件各窃盗の報酬と認識して報酬を受け取っていたことなどを指摘して、共謀が認められないともいう。しかし、それらの事情は、被告人が氏名不詳者らと意思を通じ合って本件各電子計算機使用詐欺による財産上不法の利益を確保するという極めて重要な役割を担ったことに鑑みれば、共謀を否定する事情となり得ない。」

なお、平木正洋裁判官の補足意見がある。

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、氏名不詳者からの依頼により、他人名義のキャッシュカードの交付を受けて現金自動預払機付近で待機した上、電話の指示で電子計算機使用詐欺の犯行により増加した預貯金を引き出すなどしたという特殊詐欺の事案である¹⁾。被告人は特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識しながら依頼を引き受けたことから、還付金詐欺に当たる電子計算機使用詐欺罪（刑法 246 条の 2）の共謀が氏名不詳者との間に認められるかが争点となった。従前、詐欺の実行者によって欺罔された被害者が指定口座に振込送金した時点で詐欺の既遂を認めるとの理解があり、振込送金を利用した特殊詐欺では、詐欺組織との共謀がない限り、情を知りながら現金を引き出したときでも、特殊詐欺（振り込め詐欺）の共犯を認めない（換言すれば、現金の引出しによる詐欺罪〔刑法 246 条〕または窃盗罪〔刑法 235 条〕のみを問う）とする実務上の対応があったとされる²⁾。本件も振込送金を利用した特殊詐欺（還付金詐欺）に係る事案であるところ、本判決は先行する電子計算機使用詐欺罪に関与していない「出し子」において同罪の共謀を認めるに至った。この限りで最高裁の事例判例として意義が認められるとともに、ここに表出された故意ないし共謀の判断は今後の下級審裁判例の動向に影響を与えるものと評しうる。

二 「暗黙の意思連絡」とその射程

先行する還付金詐欺の既遂後に指示を受けて現

金の引出しに関与した場合、電子計算機使用詐欺罪の共謀は認め難いため、「出し子」の罪責につき慎重な判断が求められる。この点につき、本判決は、その判示形式に鑑みれば、主たる間接事実から推認された「詐欺に当たる可能性の認識」（詐欺罪の故意）を起点に共謀を認定した特殊詐欺に関する最高裁判例³⁾の判断枠組みを基本的に踏襲しつつ、被告人において「本件各電子計算機使用詐欺の初回の犯行までに」同罪の（包括的な）事前共謀が認められる旨判示したものと解される。

もっとも、本件では、上記の最高裁判例とは異なり、詐欺罪の一部を構成する受領行為に関与した「受け子」の故意及び共謀ではなく、先行する電子計算機詐欺罪に関与していない「出し子」の故意及び共謀が問題となる。この点、被告人が闇バイトを通じて継続的に請け負う「仕事」を承諾したことに鑑み、包括的な事前共謀に焦点を当てたと解されるところ、被告人が「特殊詐欺等の犯罪行為によって得られた現金を引き出すものである可能性を認識した上で、これを引き受けた」限りで、窃盗に先立ち還付金詐欺等の特殊詐欺が行われる可能性の認識は否定できない。しかしながら、かかる認識は特殊詐欺に係る現金の引出しの可能性にとどまり、これをもって先行する電子計算機使用詐欺罪への関与の可能性の認識を導くほどの「推認力の強さ」を備えるものとは言い難い。というのも、特殊詐欺の首謀者らは摘発を免れるために役割を分担した上、犯行計画の情報共有を極力避けることに鑑みれば、犯行組織の一員である等の事情がない限り、「架け子」の先行行為（電子計算機使用詐欺）と「出し子」の後行行為（窃盗）は通常個別に実行されるほか⁴⁾、ここにいう窃盗行為は先行する還付金詐欺たる電子計算機使用詐欺罪（既遂）によって得られた財産上の利益が口座の凍結により喪失することを回避するための行為にすぎず、実体法上、同罪の一部を構成する行為ではないからである。

かような点に鑑みれば、主たる間接事実から推認された「電子計算機使用詐欺に関与するものである可能性」の認識とは、事実上、電子計算機使用詐欺及び窃盗を通じて目的達成に至る一連の犯行を意味する「特殊詐欺」への関与の可能性の認識を指すものと解される⁵⁾。このことは、判文中の「氏名不詳者が行い、被告人が現金の引き出

しを担う電子計算機使用詐欺について、暗黙のうち意思を通じた」（下線、引用者）という表現形式からも看取される。そうすると、かような理解においては、窃盗の故意が「特殊詐欺」への関与の可能性の認識でもあることを理由に、窃盗に先立つ「特殊詐欺（還付金詐欺）」なる電子計算機使用詐欺の故意を認めるに等しい。その上、犯行組織に属しない⁶⁾被告人が窃盗行為を反復する中で「電子計算機詐欺（還付金詐欺）へ関与するものである可能性」を認識するに至ったとしても、それは氏名不詳者が情を秘して被告人の行為を特殊詐欺に利用しようとしたが被告人はそれに気づきながらもその犯行の一部である窃盗を実行した場合の認識に近く、電子計算機使用詐欺それ自体への関与が判然としない背景のもとでは、窃盗の実行に先立つ行為（別罪）に思いを巡らした片面的な未必的認識にとどまるものと評しうる。ここに黙示の意思連絡を否定した原判決の実質的理由が認められるとともに、本判決において「故意」及び「意思連絡」の肥大化⁷⁾が看取される⁸⁾。

三 「出し子」の関与（重要な役割）について

次いで被告人の関与に焦点を当てると、本判決が認めた被告人の重要な役割は、本件各電子計算機使用詐欺により得られた犯罪利益の確保にある。かかる評価は本件第一審の判文にもみられるところであるが、その確保なる目的は窃盗行為の内情を示すものにすぎない。そこで、第一審判決では「本件各電子計算機使用詐欺も本件各窃盗も相互に欠かせない一連一体のもの」であることを通じて前者への関与（重要な役割）を認める手法が採られる。これと類似の捉え方は最決平 29・12・11⁹⁾にも看取される。同決定は、荷物の受領を依頼され詐欺の被害金を受け取る可能性を認識しつつこれを引き受けたが、すでに開始された「騙されたふり作戦」により現金のない荷物を受領したという特殊詐欺の「受け子」につき、「共犯者らと共謀の上、本件詐欺を完遂する上で本件欺罔行為と一体のものとして予定されていた本件受領行為に関与している」以上、「その加功前の本件欺罔行為の点も含めた本件詐欺につき、詐欺未遂罪の共同正犯としての責任を負う」（下線、引用者）旨判示したものである。関与前の欺罔行為と共謀後の受領行為が詐欺の完遂のために一体性を備えることを理由に詐欺（未遂）全体の共同

正犯を認めた点に先例性を見出す余地がある¹⁰⁾。

もっとも、既遂に至る前の詐欺罪への関与を対象とする上記最高裁決定と本件各電子計算機使用詐欺罪が既遂となった後の窃盗罪への関与を対象とする本判決との間に決定的な相違がある。かような点を顧みず、各犯罪の垣根をこえて特殊詐欺の目的達成に基づく一体性・不可欠性¹¹⁾を理由に窃盗に先立つ電子計算機使用詐欺罪への関与も認めること¹²⁾は、傷害罪の承継的共同正犯を否定した最決平24・11・6¹³⁾の趣旨と相反するものと評しうる¹⁴⁾。かような論理構成が是認されるならば、例えば窃盗犯が利益を得る目的で盗品を質屋等に売却した場合でも、盗品を買い受ける者が窃盗罪の可能性を認識する限り、同罪の(承継的)共同正犯が成立しうるようにも思われる。

四 補足意見の位置づけ——電子計算機使用詐欺罪の故意と錯誤

本判決が「本件のような態様の電子計算機使用詐欺も、被告人が想定し得る詐欺等の犯罪の範囲に含まれていたといえる」(下線、引用者)と判断した点につき、平木補足意見は「うそをつき人を欺いてその者に現金自動預払機を操作させ振込送金させる」という行為態様に対する認識があれば足りるとする。しかしながら、同意見は同罪の本質を看過した解釈であり¹⁵⁾、詐欺罪との錯誤を考慮した認識規準の抽出は判文上の表現形式にそぐわない。ゆえに、補足意見は一解釈にとどめるべきであろう。

●—注

- 1) 本判決に関する評釈等として知り得たものとして、橋爪隆「判批」有斐閣 Online ロージャーナル(2025年) L2507010、河津博史「判批」銀法69巻10号(930号)(2025年)66頁、前田雅英「判批」WLJ判例コラム356号(2025年)2025WLJCC021、沖あずさ「判批」警察公論80巻11号(2025年)84頁、齊藤彰子「判批」法教542号(2025年)117頁、同「還付金詐欺事案における出し子の罪責」研修932号(2026年)3頁、猪股正貴「判批」警論79巻1号(2026年)116頁、松本圭史「判批」刑ジャ87号(2026年)129頁がある。
- 2) 今井誠「判批(東京高判平25・9・4判時2218号134頁)」捜研64巻2号(768号)(2015年)20頁参照。特殊詐欺により得られた預金の引出しに関する下級審裁判例として、東京高判平18・10・10東時57巻1=12号53頁、名古屋高判平24・7・5高判速(平24)号207頁、及び、東京高判平25・9・4判時2218号134頁などがある。

- 3) 最決平29・12・11刑集71巻10号535頁、最判平30・12・11刑集72巻6号672頁、最判平30・12・14刑集72巻6号737頁、及び、最判令1・9・27刑集73巻4号47頁参照。
- 4) この点につき、原判決は、待機していたが現金引出しの指示がない日があった旨の被告人の供述を示した上、被告人以外の者が現金の引出しを行っていた可能性を提示している。
- 5) その限りで、第一審検察官の論告(「特殊詐欺の出し子であること」の未必的認識(刑集79巻5号306頁))や第一審判決(「電子計算機使用詐欺を含む犯罪に関与している可能性」の認識(同誌300頁))と同様の認識内容が想定されていると思われる。
- 6) 詐欺組織に属する「架け子」に関する捜査において包括的な共謀を認定した事案に関して、森博英「特殊詐欺のいわゆる架け子について、客観的証拠からアジトの枠を超えて共謀を認定した事例」捜研65巻10号〔790号〕(2016年)69頁以下参照。
- 7) すでに裁判実務上の「共謀」が市民感覚とは異なる旨指摘するものとして、市川正人ほか編『日本の最高裁判所』(日本評論社、2015年)110頁〔松宮孝明〕がある。
- 8) 本判決の判断に対する懸念を提示する評釈として、河津・前掲注1)66頁。
- 9) 前掲注3)参照。
- 10) もっとも、同決定における判断の妥当性については検討の余地がある。
- 11) 犯行組織の犯行目的に鑑みた役割の重要性に着目する下級審裁判例として、東京高判令3・4・20高判速(令3)号157頁がある。なお、本件の上告趣意(刑集79巻5号239~240頁)によれば、他の裁判例も挙げられているが、詳細は確認できない。
- 12) 同様の見解として、前田・前掲注1)8頁、沖・前掲注1)94頁、齊藤・前掲注1)研修932号12~13頁、松本・前掲注1)139頁がある。しかしながら、『当該犯罪の実現』に対する役割と『犯行組織等の計画実現』に対する役割の混同が見受けられるように思われる。
- 13) 刑集66巻11号1281頁。
- 14) なお、窃盗罪や詐欺罪等において犯罪の「既遂(取得)」と「終了(確保)」が異なるとして既遂後の関与を認める余地がある(松原芳博『刑法総論〔第4版〕』(日本評論社、2025年)451頁など参照)としても、本件では振込入金完了した時点で電子計算機使用詐欺の既遂と終了が同時に認められると解される。というのも、振込入金された口座の凍結は外在的な制約にすぎないからである。
- 15) 同旨、齊藤・前掲注1)法教542号117頁。異説として、猪股・前掲注1)144~146頁。

* 付記 本稿は JSPS 科研費(22K01218)の助成を受けた研究の成果の1つである。